

中継所搬入における注意事項

- 中継所ゲートでは、「建設発生土搬入整理券」（以下、「搬入整理券」という）と「搬入車証」が必要です。
 - 搬入整理券は、2トン券、4トン券、10トン券の3種類で、中継所名、工事件名、会社名等が記載されています。搬入整理券は一枚毎に固有の番号で管理されバーコードを読み取ることによりコンピュータと連動しデータ管理されています。
車両番号は必ず記入してください。
 - 搬入車証には、中継所名、搬入期限、会社名等が記載されています。申込土量内であれば搬入期限内は繰り返し使用できます。搬入期限を過ぎた搬入車証はゲートを通りできません。受付窓口において、搬入期限延伸の手続きを取ってください。なお、中継所ゲートと受付窓口の休業日、時間は異なりますのでご注意ください。
- 中継所ゲートでは、事前に登録されたダンプトラック以外はゲートを通りできません。建設発生土受入事業課で追加登録の手続きを行ってください。
- 搬入された土砂の性状により、受入れできないことがあります。
 - ①コンクリート塊、鉄筋、木材、草木、落ち葉等は受入れできませんので、持ち帰っていただきます。
特に鉄筋等が混入していると作業船のベルトコンベアー等に損傷を与えるだけでなく、受入業務に影響がでますので、十分注意してください。
 - ②含水比が高い土砂は、受入れできません。

4 建設発生土搬入の流れ

